

平成 29 年度事業計画書

- 1 事業運営の方針
- 2 会の運営
- 3 支会との連絡調整
- 4 広報活動の推進
- 5 共同募金運動の展開
- 6 共同募金等各種資金の周知
- 7 共同募金の助成
- 8 公益信託基金の運営
- 9 受配者指定寄付金、期間外寄付金の助成
- 10 災害義援金の募集及び緊急配分金積立金の運営
- 11 災害等準備金
- 12 受配者に対する監査及び支会に対する指導
- 13 寄付者、奉仕者等の顕彰
- 14 全国会議等

社会福祉法人埼玉県共同募金会

1 事業運営の方針

本県の共同募金運動は、今年、70回目を迎える。

平成28年度は、全国的に共同募金創設70年の記念の年として、募金運動を展開したが、募金実績額の減少に歯止めがかからない状況である。

本県においても、厳しい募金状況ではあるが、地域における経済的困窮者やひきこもり、孤立など、社会的な課題は増々深刻化しているおり、これらの課題解決には、民間の活動が不可欠であり、これを支える資金ニーズは増大することから、共同募金の果たす役割は一層重要となる。

共同募金会としても、平成27年度から重点助成事業として、「地域から孤立をなくす」ための活動や近年各地で頻発している地震や風水害等の災害に備える活動へ積極的な助成を実施しているところである。

平成29年度は、共同募金運動の趣旨を再度県民に強く訴え、運動への参加を呼びかけていくため、6か月間の募金運動期間を有効に活用し、支会との連携を図りながら、次の事項を重点に事業の運営にあたる。

- (1) 全国共通助成テーマを助成メニューとする重点助成事業の普及・広報を図り、積極的な助成を行い、運動の活性化を図る。
- (2) 助成事業の広報を強化し、地域における共同募金の見える化に努める。
- (3) 協力企業の新規開拓を図るとともに、企業とタイアップした募金の開発について研究し、実践する。
- (4) 自然災害等、災害被災者に対する必要な支援を実施する。

2 会の運営

会の目的を達成するため、次の諸会議を開催する。

- (1) 理事会 5回
- (2) 監事会 1回
- (3) 評議員会 2回
- (4) 配分委員会 3回
- (5) 受配者監査委員会 1回
- (6) 募金推進委員会・作業部会 各2回

3 支会との連絡調整

共同募金運動の円滑な実施と募金実績の増額を図るため、次の諸会議を開催し、支会と具体的推進方策についての連絡調整を図る。

また、地域別会議を開催し、募金資材の開発、募金推進方策等について、積極的な連携を行う。

- (1) 支会長及び事務局長合同会議 2回
- (2) 支会事務担当者会議 1回
- (3) 支会担当者実務研修会 1回

(4) 地域別会議 4回

4 広報活動の推進

県民の信頼と共感を得るため、関係機関や団体の協力を得ながら年間を通して次の方法で効果的な広報に努める。

- (1) 共同募金の趣旨を周知するため、啓発用リーフレットを作成し、各家庭や学校等へ配布する。
- (2) 共同募金運動の実施計画や結果、共同募金会の運営状況について広く周知するほか、報道機関や社会福祉協議会等関係団体へ資料提供して広報に努める。
特に、県内のケーブルテレビ事業者及びFMラジオ放送事業者の協力を得て、地域に密着した広報に努める。
- (3) 寄付金の使途の周知のため、助成事業に対する受配標示を徹底するとともに、助成を受けた団体の自発的な広報について協力を求める。
- (4) 地域における募金推進の中核となる、自治会長や町会長、行政区長等や大口の寄付者へお礼を兼ねた「平成28年度共同募金結果報告書」を配布する。
- (5) 全国配分統計システム「はねっと」による情報提供に加え、ホームページの充実を図り関係団体のホームページとのネットワーク化を進める。
- (6) 企業や県内に本拠地を置くスポーツチームとの連携や協力によるチャリティーイベント等を通して広く県民に協力を求める。
- (7) 共同募金啓発用パネルを公共施設やイベント会場等に展示し、共同募金運動の高揚に努める。
- (8) 共同募金運動終了後に協力の御礼と募金結果を知らせる「ありがとうポスター」を作成し、支会や埼玉県庁内、駅、金融機関等県民の目に留まる場所へ掲示する。

5 共同募金運動の展開(運動期間:平成29年10月1日～平成30年3月31日)

県民の自主的参加意識が醸成されるよう運動の趣旨の普及を図りながら、次の方法で運動を展開する。

- (1) 第70回赤い羽根募金運動の実施
 - ① 支会において各種募金方法により寄付募集を行うほか、県本部においても支会募金と協調しながら、法人募金や職域募金協力事業所の新規開拓を図る。
 - ② 各種団体から協力を得るため、該当する県域連合組織へ協力を要請し、支会における募金推進が円滑に図られるよう働きかける。
 - ③ 学校において、共同募金を教材とした福祉教育の推進が図られるよう、児童向け資材の提供や募金活動への参加を関係者に対し働きかける。
 - ④ 年間を通した募金の増額を図るため、赤い羽根自動販売機設置先の開拓やポイント還元募金の普及に努める。
 - ⑤ 自治会等の地縁組織へ加入していない世帯や若い世代に受け入れやすい募金方法の開発や募金資材の製作について、検討し実践する。

(2) 歳末たすけあい募金運動の実施

① 地域歳末たすけあい募金運動

本会と県社会福祉協議会が主唱者となり、「地域歳末たすけあい運動実施要項」を定め、平成29年度地域歳末たすけあい運動を実施する。

募金推進にあたっては、各支会が中心となり、地域住民へ運動の趣旨を周知するとともに、赤い羽根募金との差別化に努めながら、当該市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、関係機関等と緊密な連携のもと、募金活動を行う。

② NHK歳末たすけあい(平成29年12月1日から12月25日)

平成29年度(第67回)の運動をNHKさいたま放送局と共催して実施する。

推進にあたっては、赤い羽根募金との差別化が図られる助成(募金)メニューを設け、NHKのテレビやラジオ等による放送を通じて寄付を呼びかけ、NHKさいたま放送局及び県内金融機関等窓口で募金を受け付ける。

継続的な寄付者に対しては、ダイレクトメールにより寄付募集を行う。

6 共同募金等各種資金の周知

取扱う資金をホームページや広報紙を通じて広く周知するとともに、支会と連携して地域福祉活動団体のニーズの把握に努め、資金支援を希望する福祉施設や団体に対し、申請手続き等に対する相談や事務指導に努める。

特に、助成実績のないNPOや市民団体に対しては、個別相談会を実施し、共同募金助成金の普及に努める。

(1) 共同募金

- ① 赤い羽根募金
- ② 地域歳末たすけあい募金
- ③ NHK歳末たすけあい

(2) 公益信託「高橋保藏視覚障害者福祉基金」

- (3) 受配者指定寄付金、期間外寄付金
- (4) 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
- (5) 緊急配分金積立金

7 共同募金の助成

民間団体が埼玉県内で実施する地域福祉を推進するための事業に対し、次の事業区分毎に助成要望書を受け付け、助成方針及び要綱に基づき助成する。

全国共通助成テーマである「地域から孤立をなくす」ための活動や災害に備える活動に対し、「共同募金重点助成事業取扱い要領」により積極的な助成を行う。

なお、急を要する資金需要に対応するため、助成要望を常時受け、年間2回(9月、3月)助成を行う。

また、助成にあたっては事業者に対し、支援対象者の意思やプライバシーに配慮するよう周知する。

(1) 地域助成

- ① 市町村社会福祉協議会が行う地域福祉事業
- ② 歳末援護に係る事業
- (2) 広域助成
 - ① 重点助成事業
 - ア、孤立防止や予防に係る事業
 - イ、災害に備えるための事業
 - ウ、子育て支援、虐待防止等に係る事業
 - エ、小地域における地域住民の福祉の向上に資する事業
 - ② 一般助成事業
 - ア、社会福祉関係団体又は更生保護関係団体が行う福祉を目的とする事業
 - イ、社会福祉施設、サービス提供事業所等の建物や備品整備事業

8 公益信託基金の運営

県内の視覚障害者(児)の機能回復、社会復帰に役立てることを目的として本会が受託した公益信託「高橋保蔵視覚障害者福祉基金」について、信託契約に基づき基金の適正な管理と運営を行う。

なお、150万円の助成を行うため、信託収益金で賄えない不足額は、信託基金の一部を取り崩す。

9 受配者指定寄付金、期間外寄付金の助成

- (1) 受配者指定寄付金については、「税制上の優遇措置を希望する共同募金以外の寄付金取扱い要領」に基づき、寄付者及び受配者の要件を審査したうえで、寄付金の受付け及び指定に基づく助成を行う。
- (2) 共同募金期間外に寄託された寄付金について、寄付者の意向を尊重しながら、助成方針に基づき助成する。
- (3) 受配者指定寄付金制度の周知に努め、制度の活用実績を上げる。

10 災害義援金の募集及び緊急配分金積立金の運営

- (1) 大規模な災害発生時には、義援金の募集を行うほか、県外の災害に対する義援金の取り次ぎについて協力する。
- (2) 天災や人災等により、運営に著しい支障が出た施設や団体の復旧事業や被災者支援活動に対し、「緊急配分金取扱い要綱」に基づき緊急配分積立金から助成する。

11 災害等準備金

社会福祉法に規定された大規模災害の発生等に対応する準備金を法令で定められた範囲内で積立てる。

なお、これに該当する大規模災害が発生した場合は、速やかにこの準備金の有効活用を図る。

12 受配者に対する監査及び支会に対する指導

- (1) 共同募金の助成を行った事業を対象に、受配者監査委員による現地監査を実施し、事業の執行状況を確認するとともに必要な指導を行う。
- (2) 支会の運営や業務に対して必要な指導を行う。

13 寄付者、奉仕者等の顕彰

- (1) 埼玉県共同募金会会長表彰及び感謝

平成29年度埼玉県社会福祉大会において、共同募金奉仕者、従事者、優秀地区・団体及び多額寄付者に対し、「埼玉県共同募金会顕彰規程」に基づき顕彰する。

- (2) 埼玉県知事及びさいたま市長表彰に係る推薦

埼玉県及び、さいたま市社会福祉大会における表彰候補者の推薦を行う。

- (3) 厚生労働大臣、中央共同募金会会長顕彰に係る推薦

- ① 全国社会福祉大会における厚生労働大臣表彰及び中央共同募金会会長表彰候補者(団体)の推薦を行う。
- ② 高額寄付者に対する厚生労働大臣及び中央共同募金会会長感謝状贈呈候補者(団体)の推薦を行う。

14 全国会議等

中央共同募金会及び関東ブロック共同募金会の各種連絡会、協議会に参加するほか、中央共同募金会が主催する研修会等へ支会役職員を派遣する。